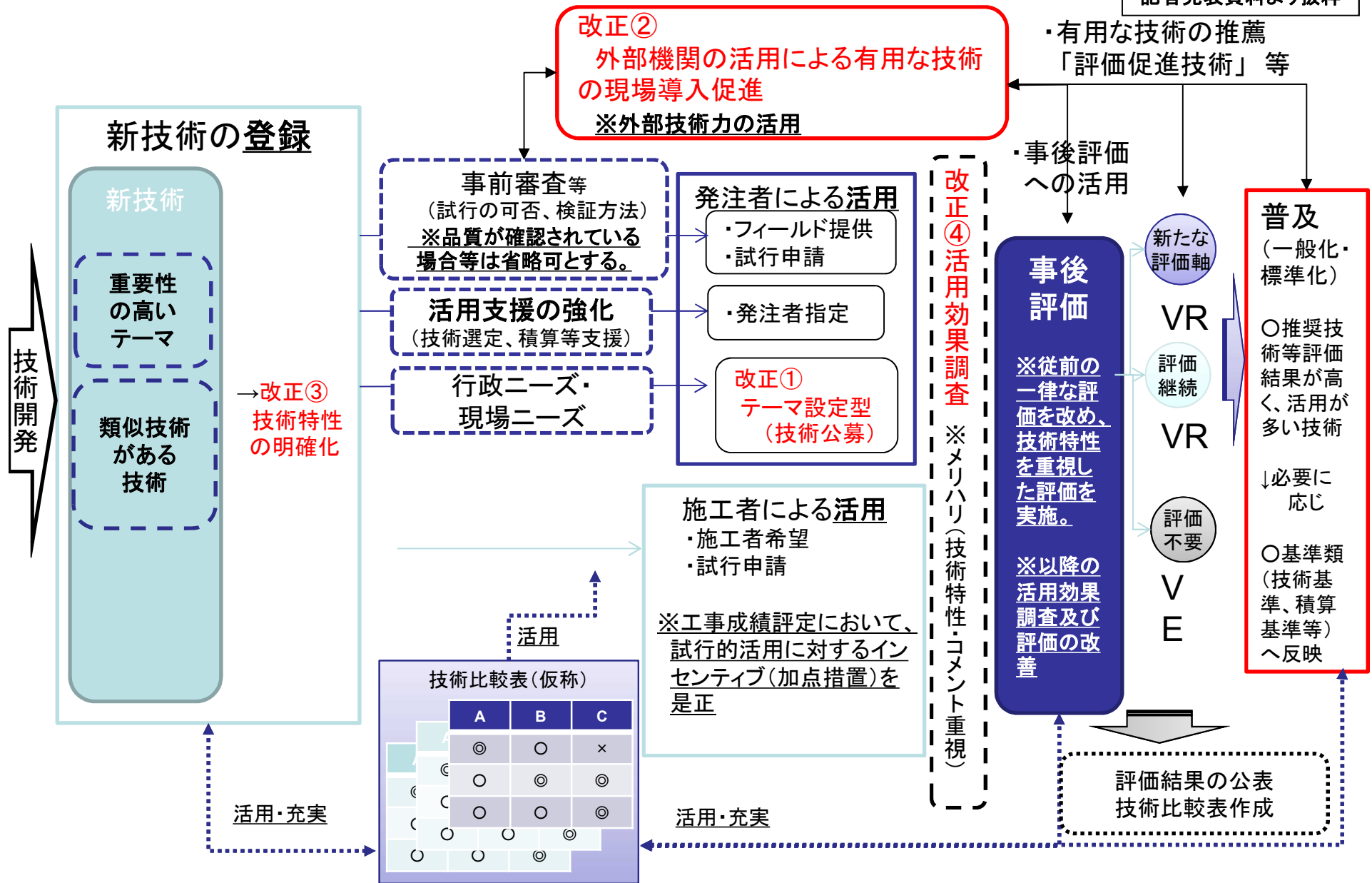


新技術活用システム実施要領改正概要

～登録、活用、評価、普及の一連の過程における改正～

別紙5

平成26年4月8日
記者発表資料より抜粋



改正2. 外部機関の活用による有用な技術の現場導入促進

■課題

NETIS登録技術については、国土交通省発注工事における実績に基づき事後評価(評価済み技術1,120、全体の約24%)されており、自治体等の実績、評価が反映されないなど非効率(H26.1時点)。

■対応

- ・関係研究機関又は第三者機関等に加え、新たに自治体等からの推奨技術等推薦受け入れを行うことで有用な新技術の現場導入を促進。
- ・新たに「評価促進技術」を設定し、外部機関より推薦のあった技術の活用、評価を促進することで有用な新技術の現場導入を促進。

推奨技術等推薦方法

実施主体	現状		H26以降	推奨技術	準推奨技術	評価促進技術
①評価会議	有用な技術(「設計比較対象技術」「少実績優良技術」「活用促進技術」)から推薦	→	有用な技術(「活用促進技術」)等から推薦	現行通り	現行通り	-
②第三者機関	建設技術審査証明を取得しており、近年、NETISにおいて活用・評価された技術	→	・建設技術審査証明を取得しており、近年、NETISにおいて活用・評価された技術 ・ 学会についても検討	現行通り(強化)	現行通り(強化)	新規
③研究機関	事前審査等を行い、近年、NETISにおいて活用・評価された技術	→	・事前審査等を行い、近年、NETISにおいて活用・評価された技術 ・ 自機関(共同開発含む)で開発した技術	現行通り(強化)	現行通り(強化)	新規
④自治体等	現在無し	→	NETIS同様の制度を有し、活用・評価された技術	-	新規	新規